

公益社団法人日本複製権センター  
使用料規程

届出	平成14年 2月28日	
	平成24年 4月 2日	変更届出
	平成25年 2月15日	変更届出
	平成30年 8月 7日	変更届出
	令和 3年 7月 7日	変更届出
	令和 5年 2月27日	変更届出
	令和 6年12月 2日	変更届出
	令和 7年 2月14日	変更届出

## 第1節 総則

- この規程は、公益社団法人日本複製権センター（以下「センター」という。）が管理する著作物の使用料を定めることを目的とする。
- この規程における用語の定義は、次のとおりとする。
  - 「複写」とは、紙又はフィルムなどの媒体に複製することをいう。
  - 「譲渡」とは、複写に伴う複製物の公衆への提供をいう。
  - 「ファクシミリ送信」とは、出版物の紙面又はその複製物の紙面イメージを送信することができるファクシミリ（ファクシミリの機能を有する機器を含む）による公衆送信及び送信先の受信装置からの複写をいう。
  - 「電磁的複製」とは、電子的方式又は磁気的方式で電磁的媒体に複製することをいう。
  - 「小部分」とは出版物全体の30%又は60頁のいずれか少ない方を超えないことをいい、「少数」とは30部以内であることをいう。ただし、「小部分」「少数」は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複製物の総量・総数とする。また、「小規模」とは電磁的複製された著作物の利用者が40名以内のことをいう。
  - 「複製物」とは、複写又は電磁的複製によって作成された著作物の複製物をいう。
- センターが、その管理の委任を受けた著作物については、次の区分に応じ、その使用料を定める。
  - 複製物の譲渡を目的としない著作物の複写。
  - 複製物の譲渡を目的とした著作物の複写及びその複製物の譲渡。
  - 著作物のファクシミリ送信。
  - 複製物の譲渡を目的としない著作物の電磁的複製。

## 第2節 複製物の譲渡を目的としない著作物の複写

- 複写の範囲は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が、出版物の小

部分、少数に限られるものとする。

## 2 契約方式

利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。

(1) 包括許諾契約 1年間の複写を包括的に許諾する方式で、次の2方式がある。

① 簡易方式 次の2方式から利用者の複写実態に合わせて一つを利用者が選択することができる。

a 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式

b 全コピー機台数に基づく年間使用料額の決定方式

② 実額方式 利用者（小規模企業：全従業員数が概ね50人以下）が出版物の複写の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複写量に基づいて使用料を支払う方式。

(2) 個別許諾契約 複写を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。

## 3 使用料

(1) 包括許諾契約

① 簡易方式

a 全従業員数方式選択時の年間使用料＝120円×全従業員数

但し、利用者が、研究費対売上高比5%以上の企業の場合、120円は130円とし、研究費対売上高比1%未満の企業の場合、120円は105円とする。

b 全コピー機台数方式選択時の年間使用料＝15,620円×全コピー機台数

② 実額方式

1回当たりの使用料は以下のとおり計算し、年間の使用料は、期間中の使用料を合算したものとする。

使用料＝12円×複写される出版物の頁数×複写部数

(2) 個別許諾契約

使用料＝12円×複写される出版物の頁数×複写部数

## 4 最低使用料金

(1) 包括許諾契約

年間の使用料が12,000円に満たない場合は、最低使用料金として12,000円を適用する。

(2) 個別許諾契約

1回当たりの使用料が1,300円に満たない場合は、最低使用料金として1,300円を適用する。

## 第3節 複製物の譲渡を目的とした著作物の複写及びその複製物の譲渡

1 複写及びその複製物の譲渡の範囲は、同一目的で使用するために行われる一連の複写が、出版物の小部分、少数に限られるものとする。

## 2 契約方式

利用者は、包括許諾契約又は個別許諾契約のいずれかの方式により許諾契約を締結することが

できる。

### 3 使用料

#### (1) 包括許諾契約

1 回当たりの使用料は以下の通り計算し、年間の使用料は、期間中の使用料を合計した金額とする。

使用料＝複製物の譲渡の対価の 10%又は 12 円×複写及びその複製物の譲渡される出版物の頁数×複写部数のいずれか高い額

複製物の譲渡の対価とは、利用者が受け取るコピー料単価をいい、会費、契約基本料、交通費、資料収集費等は含まない（以下この節において同じ）。

#### (2) 個別許諾契約

使用料＝複製物の譲渡の対価の 10%又は 12 円×複写及びその複製物の譲渡される出版物の頁数×複写部数のいずれか高い額

### 4 最低使用料金

#### (1) 包括許諾契約

年間の使用料が 12,000 円に満たない場合は、最低使用料金として 12,000 円を適用する。

#### (2) 個別許諾契約

1 回当たりの使用料が 1,300 円に満たない場合は、最低使用料金として 1,300 円を適用する。

## 第 4 節 著作物のファクシミリ送信

1 ファクシミリ送信の範囲は、同一目的で使用するために行われる一連の行為が、出版物の小部分、少数に限られるものとする。

### 2 契約方式

利用者は、包括許諾契約又は個別許諾契約のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。

### 3 使用料

#### (1) 包括許諾契約

1 回当たりの使用料は以下の通り計算し、年間の使用料は、期間中の使用料を合計した金額とする。

使用料＝ファクシミリ送信の対価の 10%又は 12 円×ファクシミリ送信される出版物の頁数×送信先数のいずれか高い額

#### (2) 個別許諾契約

使用料＝ファクシミリ送信の対価の 10%又は 12 円×ファクシミリ送信される出版物の頁数×送信先数のいずれか高い額

### 4 最低使用料金

(1) 包括許諾契約

年間の使用料が 12,000 円に満たない場合は、最低使用料金として 12,000 円を適用する。

(2) 個別許諾契約

1 回当たりの使用料が 1,300 円に満たない場合は、最低使用料金として 1,300 円を適用する。

## 第 5 節 複製物の譲渡を目的としない著作物の複写及び電磁的複製

1 複写の範囲は、第 2 節に定めるところによる。また、電磁的複製の範囲は、同一目的で使用するために行われる一連の電磁的複製が、著作物の小部分、小規模に限られるものとする。

### 2 契約方式

利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。

(1) 包括許諾契約 1 年間の複写及び電磁的複製を包括的に許諾する方式で、次の 2 方式がある。

① 簡易方式 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式。

② 実額方式 利用者（小規模企業：全従業員数が概ね 50 人以下）が著作物の複写及び電磁的複製の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、その量に基づいて使用料を支払う方式。

(2) 個別許諾契約 複写及び電磁的複製を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。

### 3 使用料

#### (1) 包括許諾契約

##### ① 簡易方式

全従業員数に基づく年間使用料＝265 円×全従業員数

但し、利用者が、研究費対売上高比 5%以上の企業の場合、265 円は 290 円とし、研究費対売上高比 1%未満の企業の場合、265 円は 235 円とする。

##### ② 実額方式

1 回当たりの使用料は利用方法に応じて以下のとおり計算し、年間の使用料は、期間中の使用料を合算したものとする。

a 複写の使用料＝12 円×複写される著作物の複写頁数×複写部数

b 電磁的複製の使用料＝30 円×複製される著作物の複製頁数×共有人数

#### (2) 個別許諾契約

使用料は、利用方法に応じてそれぞれ以下のとおり計算する。

a 複写の使用料＝12 円×複写される著作物の頁数×複写部数

b 電磁的複製の使用料＝30 円×複製される著作物の頁数×共有人数

### 4 最低使用料金

#### (1) 包括許諾契約

年間の使用料が 12,000 円に満たない場合は、最低使用料金として 12,000 円を適用する。

## (2) 個別許諾契約

1 回当たりの使用料が 3,900 円に満たない場合は、最低使用料金として 3,900 円を適用する。

## 第 6 節 その他

- 1 著作物の性質、利用目的など特別の事情により第 2 節から第 5 節に定める使用料の額を適用しがたい場合は、利用者と協議の上、第 2 節から第 5 節に定める使用料の額を減額して定めることができるものとする。
- 2 第 2 節及び第 5 節の包括許諾契約簡易方式（第 2 節のコピー台数方式を除く）の使用料にかかわらず、センターが、第 1 節 2 (5) に定める「少部数」又は「小規模」の範囲内の複製では利用者の業務の円滑な実施に支障がでると特別に認めた場合には、利用者は、各節に定める使用料を 2 倍支払うことにより、当該部数又は人数の 2 倍の範囲内で利用できるものとする。

## 附則

1. この使用料規程で表示される金額は、すべて税別とする。
2. この使用料規程は、令和 7 年 4 月 1 日より実施する。
3. 第 2 節の包括許諾契約の簡易方式のうち、全従業員数方式を選択した企業であって、研究費対売上高比 1%未満の企業における令和 7 年度及び令和 8 年度の使用料の適用に当たっては、本文中「105 円」とあるのは「95 円」と読み替えるものとし、第 5 節の包括許諾契約の簡易方式を選択した企業であって、研究費対売上高比 1%未満の企業における令和 7 年度及び令和 8 年度の使用料の適用に当たっては、本文中「235 円」とあるのは「215 円」と読み替えるものとする。